

命のボランティア、ドナー登録にご協力してください

骨髄移植や末梢血幹細胞移植は、白血病や再生不良性貧血などの病気によって、正常な造血が行われなくなってしまった患者さんの造血幹細胞を、健康な方の造血幹細胞と入れ替える（実際はドナーから採取された造血幹細胞を点滴静注する）ことにより、造血機能を回復させる治療法です。

日本では「骨髄バンク事業」が1992年から開始され、これまでに多くの患者さんを救う実績をあげています。しかし、日本の骨髄バンクで骨髄移植や末梢血幹細胞移植を必要とする患者さんは、毎年少なくとも2,000人程度です。一人でも多くの患者さんを救うためには、一人でも多くのドナー登録が必要です。

ドナーを待つ患者さんにとっては、あなたの登録が、大きな希望になります。

佐井村は、三上剛太郎医師の残した手縫いの赤十字の旗を心のよりどころとし、人命の尊さと大切さを伝えています。その意志を受け継ぐ私たちも「骨髄バンク事業」に協力をしてみませんか！

村では、ドナーを希望する方の負担軽減を目的に「骨髄等ドナー支援事業」を策定し、ドナー（骨髄等を提供した人）に対して、通院または入院の日数に2万円を乗じた額（14万円を上限）を助成することとしました。一人でも多くの方が「骨髄バンク事業」に興味のある方は下記へお問合せください。

【お問合せ】 住民福祉課 福祉・健康推進係 担当：和田

マイナンバーカード（個人番号カード）のオンライン申請について

平成29年11月から役場窓口で、タブレット端末を利用したマイナンバーカード（個人番号カード）交付申請の受付をしています。顔写真を無料で撮影し、職員が申請続きをお手伝いいたしますので、マイナンバーカード（個人番号カード）の交付を希望される方は、必要書類をご持参のうえ、役場窓口までお越しください。

【カード交付までの流れ】

- ①タブレット端末による顔写真の撮影（無料）
- ②オンライン申請

職員がタブレット端末を操作し、申請手続きを行います。

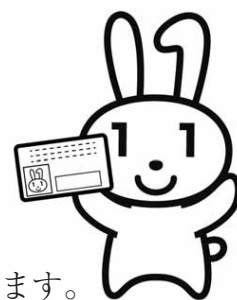
- ③カードの受け取り

申請から約1か月後に、個人番号カード交付通知書（はがき）が送付されます。本人確認のうえ、カードを交付しますので、再度役場窓口へお越しください。

【必要な書類】

- ・通知カードと一緒に届けられた「個人番号カード交付申請書」

※紛失などで「個人番号カード交付申請書」をお持ちでない方は、本人確認書類（A書類1点または、B書類2点）をご持参ください。



A 書類	顔写真付きの身分証明書 (運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート、身体障害者手帳など)
B 書類	「氏名、生年月日」または、「氏名、住所」が記載されている書類 (健康保険証、介護保険証、国民年金手帳、医療受給者証、年金証書、社員証、学生証など)

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：熊谷